



# 長野県報

12月21日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2936号

## 目 次

### 規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	2
----------------------------	---

### 公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の閲覧（地域振興課）	24
特定調達契約に係る一般競争入札（産業政策課）	24
特定調達契約に係る落札者の決定（教育政策課）	25
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	26
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	28

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年12月21日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第44号

#### 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「自動車取得税（第69条一第83条の6）」を「削除」に、「第86条」を「第86条の25」に改める。

第4条第2号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第4号中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第5条第1号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

#### 第5節 削除

第69条から第83条の6まで 削除

第84条を次のように改める。

（特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る環境性能割の課税免除の申請）

第84条 条例第60条第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、条例第69条に規定する報告書を提出する期限までに、特定非営利活動法人に係る自動車税（環境性能割）課税免除申請書（様式第116号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 定款の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 申請に係る自動車の自動車検査証の写し

(4) 申請に係る自動車が当該法人の特定非営利活動の用に供されるものであることが確認できる書類

(5) 申請に係る自動車が無償で譲り受けたものであることを証する書類

第86条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第69条」を「第69条の14」に、「自動車税納税証明書（様式第118号）」を「自動車税（種別割）納税証明書（様式第118号の16）」に改め、第2章第6節中同条を第86条の25とする。

第85条の6の見出し中「減免申請書」を「種別割の減免申請書」に改め、同条中「第68条第2項」を「第69条の13第2項」に改め、同条第1号中「第68条第1項第1号」を「第69条の13第1項第1号」に改め、同条第2号中「第68条第1項第2号」を「第69条の13第1項第2号」に改め、「第61条第1項」を「第69条の10第1項」に、「第60条」を「第69条の9」に、「第61条第2項」を「第69条の10第2項」に改め、同条第3号中「第68条第1項第4号」を「第69条の13第1項第4号」に改め、同条を第86条の24とする。

第85条の5の見出し中「減免申請書」を「種別割の減免申請書」に改め、同条中「第68条第2項」を「第69条の13第2項」に改め、同条第1号中「第68条第1項第1号」を「第69条の13第1項第1号」に改め、同号のウ中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2号中「第68条第1項第2号」を「第69条の13第1項第2号」に改め、同条第3号中「第68条第1項第3号」を「第69条の13第1項第3号」に改め、同条第4号中「第68条第1項第4号」を「第69条の13第1項第4号」に改め、同条第5号中「第68条第1項第5号」を「第69条の13第1項第5号」に改め、同条第6号中「第68条第1項第6号」を「第69条の13第1項第6号」に改め、同条を第86条の23とする。

第85条の4の2第1項中「第68条第1項第2号」を「第69条の13第1項第2号」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第68条第1項第2号」を「第69条の13第1項第2号」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第86条の22とする。

第85条の4の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第1項第2号」を「第69条の13第1項第2号」に改め、同条第2項中「第68条第1項第3号」を「第69条の13第1項第3号」に改め、同条第3項及び第4項中「第68条第1項第4号」を「第69条の13第1項第4号」に改め、同条第5項中「第68条第1項第5号」を「第69条の13第1項第5号」に改め、同項第1号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第86条の21とする。

第85条の2及び第85条の3を削る。

第85条中「第62条第2項」を「第69条の11第2項」に、「様式第117号」を「様式第118号の15」に改め、同条を第86条の20とする。

第84条の3中「第61条第3項」を「第69条の10第3項」に、「様式第101号」を「様式第118号の9」に改め、同条を第86条の19とする

第84条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第71条から第76条」を「第86条の2から第86条の7」に、「第61条第3項」を「第69条の10第3項」に改め、同条を第86条の18とし、第84条の次に次の18条を加える。

（種別割の課税免除の申請等）

第85条 条例第61条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、自動車税（種別割）課税免除承認申請書（様式第117号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に対し承認又は不承認の決定をしたときは、文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

（環境性能割の修正申告書の記載事項等）

第86条 条例第68条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所

(2) 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所

(3) 自動車の取得年月日

(4) 自動車の取得の原因

(5) 自動車の登録番号又は車両番号、種別、用途、車名、型式、類別区分番号及び車台番号

(6) 自動車の定置場

(7) 自動車の取得に係る既に納付の確定した環境性能割額

(8) 環境性能割の課税標準額及び税額

(9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第7号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額

2 条例第68条第2項に規定する修正申告書は、自動車税（環境性能割）修正申告書（様式第118号）によるものとする。

（証紙代金収納計器）

第86条の2 条例第68条第2項の証紙代金収納計器は、収納印のみを表示する計器で環境性能割の保全上支障がないと知事が認めたもの（以下「収納計器」という。）とする。

2 前項の収納印は、様式第118号の2によるものとし、著しく汚染し、又は損傷したものは、無効とする。

（収納計器取扱者の指定等）

第86条の3 収納計器による収納印の表示は、知事の指定を受けた者（以下「収納計器取扱者」という。）が行うものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱者指定申請書（様式第118号の3）を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱者は、その氏名若しくは名称、取扱場所その他の指定事項を変更しようとするとき又は収納計器の取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ証紙代金収納計器取扱者指定事項変更（廃止）届出書（様式第118号の4）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、収納計器取扱者がこの規則の規定に違反したときその他収納計器取扱者として適当でないと認めたときは、その指定を取り消すことがある。

5 知事は、前項の規定により収納計器取扱者の指定を取り消したときは、その旨を当該収納計器取扱者に通知するものとする。

6 知事は、収納計器取扱者を指定したときは、直ちにこれを告示するものとする。指定事項を変更し、若しくは収納計器の取扱いを廃止し、又は指定を取り消したときも同様とする。

（収納計器の取扱い等）

第86条の4 収納計器取扱者は、収納計器を設置する場所の公衆の見やすい箇所に標札（様式第118号の5）を掲示しなければならない。

2 収納計器取扱者は、収納計器を始動するために必要な票札（以下「始動票札」という。）を県からその始動票札に表示された金額に相当する現金をもって買い受けるものとする。

3 始動票札の形式は、様式第118号の6とする。

4 収納計器取扱者は、始動票札に表示された金額を限度として収納計器を使用することができるものとする。

5 収納計器取扱者は、条例第68条第1項に規定する申告書又は第86条第2項に規定する自動車税（環境性能割）修正申告書に記載した金額を超えて収納印を表示した場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたときは、当該超える部分に相当する金額の還付を受けることができるものとする。

6 収納計器取扱者は、使用済みの始動票札を翌日中に知事に提出しなければならない。

（収納計器使用状況の記帳及び報告）

第86条の5 収納計器取扱者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を当該帳簿に記載し、当該帳簿の使用が終わった日から5年間当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 始動票札の買受け枚数及び使用済み枚数並びにこれらの年月日

(2) 表示金額及び誤表示金額の日計並びにこれらの年月日

2 収納計器取扱者は、毎月5日までに前月分の収納計器の使用状況について、証紙代金収納計器使用状況報告書（様式第118号の7）を知事に提出しなければならない。

（始動票札の返還等）

第86条の6 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札と交換することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 収納計器を変更し、又は廃止したとき。

(2) 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。

(3) その他知事がやむを得ない理由があると認めたとき。

2 収納計器取扱者は、前項ただし書の規定により、始動票札を返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札との交換を受けようとするときは、始動票札返還（交換）請求書（様式第118号の8）に、当該返還し、又は交換する始動票札を添えて、これらを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により始動票札の提出を受けた場合には、当該提出した者に当該始動票札の未使用額に相当する額から、次条第2項の規定による収納計器取扱手数料の額に相当する額を控除した額を還付し、又は他の始動票札と交換するものとする。

（収納計器取扱手数料）

第86条の7 県は、収納計器取扱者に対し、始動票札を売り渡すときに収納計器取扱手数料を交付するものとする。

2 前項の収納計器取扱手数料の額は、始動票札に表示された金額に1,000分の8（毎年度4月1日以降の買受け始動票札の価額の累計額が5億円を超える場合にあっては、5億円を超える部分の価額については1,000分の6、10億円を超える部分の価額については1,000分の5）を乗じて得た金額に相当する額とする。

(収納印の表示に代えて現金を納付する場合の納税済印)

第86条の8 知事は、条例第68条第3項の規定により現金による納付があつたときは、同条第1項に規定する申告書又は第86条第2項に規定する自動車税（環境性能割）修正申告書に納税済印を押印するものとする。

2 前項の納税済印は、様式第118号の9による。

(環境性能割の納税義務の免除の申請等)

第86条の9 条例第69条の3第1項若しくは第69条の4第1項の規定による納税義務の免除又は条例第69条の3第5項若しくは第69条の4第2項の規定による還付を受けようとする者は、自動車税（環境性能割）納税義務免除（還付）申請書（様式第118号の10）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に基づく納税義務の免除又は還付は、自動車税（環境性能割）納税義務免除（還付）承認（不承認）通知書を交付して行うものとする。

(環境性能割の徴収猶予)

第86条の10 条例第69条の3第2項の規定による徴収の猶予は、自動車税（環境性能割）徴収猶予承認（不承認）通知書を交付して行うものとする。

2 条例第69条の3第4項の規定による徴収の猶予の取消しは、自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書（様式第118号の11）を交付して行うものとする。

(環境性能割の徴収猶予申告書の記載事項等)

第86条の11 条例第69条の3第7項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申告をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 譲渡担保財産である自動車の登録番号又は車両番号、車名、型式、類別区分番号及び車台番号
- (3) 譲渡担保財産である自動車の取得（譲渡担保財産の設定）年月日
- (4) 譲渡担保財産である自動車の移転（譲渡担保財産の被担保債権消滅）予定期限
- (5) 譲渡担保財産の設定者の氏名又は名称及び住所
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額

2 条例第69条の3第7項に規定する申告書は、自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書（様式第118号の12）によるものとする。

(環境性能割の減免の範囲)

第86条の12 条例第69条の5第1項第1号の規定により減免の対象となる自動車は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 身体障害者に係る減免 別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、同表の右欄に掲げる障害の程度に該当する身体障害者（以下のこの条及び第86条の21において「別表第3に該当する身体障害者」という。）又は当該身体障害者と生計を一にする者の自動車
- (2) 知的障害者に係る減免 別に定める基準により重度と判定された知的障害者（以下のこの条及び第86条の21において「重度の知的障害者」という。）又は当該知的障害者と生計を一にする者の自動車
- (3) 精神障害者に係る減免 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である精神障害者のうち重度の知的障害者以外のもの（以下のこの条及び第86条の21において「重度の精神障害者」という。）又はその者と生計を一にする者の自動車

2 条例第69条の5第1項第2号の規定により減免の対象となる自動車は、別表第3に該当する身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴そうその他別に定める装置を備えた自動車とする。

3 条例第69条の5第1項第3号の規定により減免の対象となる自動車は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車 別表第3に該当する身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴そうその他別に定める装置を備えた自動車
- (2) 身体障害者が運転するための構造を有する自動車 別表第3に該当する身体障害者が運転するために、当該身体障害者の運転免許証に記載されている運転免許の条件に応じた操縦装置を備えた自動車

4 条例第69条の5第1項第4号の規定により減免の対象となる自動車は、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつたため知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線（以下の「生活交通路線」という。）が廃止された場合において輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じバス路線（以下の「代替路線」という。）を運行する一般貸切用バスとする。

5 条例第69条の5第1項第5号の規定により減免の対象となる自動車は、同号に規定する災害がやんだ日から3月以内に取得した自動車で、別に定める要件に該当するものとする。

6 条例第69条の5第1項第7号の規定により減免の対象となる自動車は、公的医療機関が使用する救急自動車及びへき地巡回診療のために使用する自動車とする。

第86条の13 条例第69条の5第1項第1号に該当する自動車に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる環境性能割の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該自動車に対する環境性能割の額
- (2) 250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額を加算した額に前号の環境性能割の税率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

## (環境性能割の減免申請書の記載事項)

第86条の14 条例第69条の5第2項に規定する規則で定める減免申請書の記載事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

## (1) 条例第69条の5第1項第1号の減免

- ア 減免を受けようとする者の氏名及び住所
- イ 自動車の登録番号又は車両番号、種別、用途及び使用目的
- ウ 環境性能割の課税標準額及び税額
- エ 自動車の取得年月日
- オ 減免を受けようとする事由
- カ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項
- キ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額及びその内訳
- ク 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- ケ 減免を受けようとする者と身体障害者等との関係
- コ 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- サ 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳、知的障害者に係る手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害の程度及び障害名（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の場合に限る。）
- シ 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件

## (2) 条例第69条の5第1項第2号の減免

- ア 減免を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ 前号のイからオまでに掲げる事項
- ウ 身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項
- エ 自動車を専ら利用する者の範囲

## (3) 条例第69条の5第1項第3号に規定する身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車に係る減免

- ア 前号のアからウまでに掲げる事項
- イ 身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額及びその内訳

## (4) 条例第69条の5第1項第3号に規定する身体障害者が運転する自動車に係る減免

- ア 第2号のア及びイに掲げる事項
- イ 身体障害者が運転するための構造に関する事項
- ウ 身体障害者が運転するための構造変更に要した金額及びその内訳
- エ 自動車を専ら運転する者の氏名及び住所、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度、運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件

## (5) 条例第69条の5第1項第4号の減免

第2号のア及びイに掲げる事項

## (6) 条例第69条の5第1項第5号の減免

- ア 第2号のア及びイに掲げる事項
- イ 災害を受けた年月日及び災害がやんだ年月日
- ウ 災害を受けた自動車の登録番号又は車両番号、種別及び用途

## (7) 条例第69条の5第1項第6号の減免

第2号のア及びイ並びに前号のイに掲げる事項

## (8) 条例第69条の5第1項第7号の減免

- ア 減免を受けようとする者の名称及び所在地
- イ 第1号のイからオまでに掲げる事項

## (環境性能割の減免申請書の提出期限)

第86条の15 条例第69条の5第2項に規定する知事が定める期日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

## (1) 条例第69条の5第1項第1号から第5号まで又は第7号の規定による場合 条例第68条第1項又は法第161条第1項の規定による申告書を提出した日から30日。ただし、法第168条第1項又は第2項の規定により更正又は決定がされた場合における税額にあつては、当該更正又は決定による税額の納期限

## (2) 条例第69条の5第1項第6号の規定による場合 災害がやんだ日から30日以内。ただし、法第168条第1項又は第2項の規定により更正又は決定がされた場合における税額にあつては、当該更正又は決定による税額の納期限

## (環境性能割の更正又は決定の通知)

第86条の16 法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項の規定による通知は、自動車税（環境性能割）更正（決定）通知書（様式第118号の13）により行うものとする。

## (環境性能割に係る不足税額又は加算金額の納額告知)

第86条の17 法第169条第1項若しくは第2項の規定による環境性能割に係る不足税額若しくは延滞金額、法第171条第1項若しくは第2項本文の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条第1項若しくは第2項の規定による環境性能割に係る重加算金額を徴収する場合における納額告知は、前条の規定による通知書にそれぞれ併記して行うものとする。ただし、法第171条第2項の規定により環境性能割に係る不申告加算金額だけを徴収する場合における納額告知については、自動車税（環境性能割）不申告加算金決定通知書（様式第118号の14）により行うものとする。

2 前項の通知書に指定すべき過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、当該通知の日から1月を経過する日とする。

第117条第1項中「、第50条の2」を削り、「第67条」を「第69条の2、第69条の12」に改める。

第118条中「、第140条」を削り、「第175条」を「第177条の3、第177条の25」に改める。

別表第3中「(第83条、第85条の4関係)」を「(第86条の12、第86条の21関係)」に改める。

様式第8号の自動車税用の表面中「(自動車税用)」を「(自動車税(種別割)用)」に、「自動車税 長野県税 収入済通知書」を「自動車税(種別割) 長野県税 収入済通知書」に、「自動車税納税通知書兼領収書」を「自動車税(種別割)納税通知書兼領収書」に、「自動車税は」を「自動車税(種別割)は」に改め、同自動車税用の裏面の1中「第145条」を「第146条」に、「第56条」を「第57条」に改め、同裏面の備考の1中「第61条第4項」を「第69条の10第4項」に改め、同様式の自動車税口座振替用中「(自動車税口座振替用)」を「(自動車税(種別割)口座振替用)」に、「自動車税納税通知書」を「自動車税(種別割)納税通知書」に、「自動車税は」を「自動車税(種別割)は」に、「第145条」を「第146条」に、「第56条」を「第57条」に改める。

様式第10号の一般用の裏面の備考の2の表中「自動車取得税」を「自動車税（環境性能割）」に改め、同様式の自動

車税用の表面中「(自動車税用)」を「(自動車税(種別割)用)」に、「自動車税 長野県税 収入済通知書」を「自動車税(種別割) 長野県税 収入済通知書」に、「自動車税督促状兼領収書」を「自動車税(種別割) 督促状兼領収書」に、「自動車税は」を「自動車税(種別割)は」に改める。

様式第11号の一般用の第3片の備考の2の表中「**自動車取得税**」を「**自動車税（環境性能割）**」に改め、同様式の税

務総合オンライン端末用の自動車税用中「(自動車税用)」を「(自動車税(種別割)用)」に、「」を

「自動車税（種別割）」に改め、同様式の自動車税手書き用中「(自動車税手書き用)」を「(自動車税（種別割）手書き用)」に改

め、同自動車税手書き用の第1片中「自動車税収入済通知書」を「自動車税（種別割）収入済通知書」に、「A—長野、B—松本、C—長、D—諏訪」を「1—長野、2—松本、3—長、4—諏訪」に改め、同自動車税手書き用の第2片中「自動車税納付書・領収書」を「自動車税（種別割）納付書・領収書」に、「A—長野、B—松本、C—長、D—諏訪」を「1—長野、2—松本、3—長、4—諏訪」に改め、同自動車税手書き用の第3片中「自動車税納付書（控）」を「自動車税（種別割）納付書（控）」に、「A—長野、B—松本、C—長、D—諏訪」を「1—長野、2—松本、3—長、4—諏訪」に改める。

様式第37号の自動車税還付用中「(自動車税還付用)」を「(自動車税(種別割)還付用)」に、「自動車税還付金」を

「自動車税（種別割）還付金」に改める。

「自動車取得税」  
「自動車税」  
を  
「自動車税（環境性能割）」  
「自動車税（種別割）」  
に改める。

様式第51号の自動車取得税及び自動車税用中「(自動車取得税及び自動車税用)」を「(自動車税(環境性能割及び種別割)用)」に、「自動車取得税及び自動車税分」を「自動車税(環境性能割及び種別割)分」に、  
「第53条第1項第 号」を「第69条の5第1項第 号」に、  
「第68条第1項第 号」を「第69条の13第1項第 号」に、

税 目	自動車取得税	自動 車 税	を	環 境 性 能 割 合	種 別 割 合
--------	--------	--------------	---	----------------------------	------------------

1項第5号」に、「の自動車税」を「の自動車税（種別割）」に改め、同商品中古自動車に係る自動車税用の注の4中「第85条の4第5項第2号」を「第86条の21第5項第2号」に改める。

様式第53号中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

様式第92号から様式第106号までを次のように改める。

(様式第92号)から(様式第106号)まで削除

様式第116号を次のように改める。

(様式第116号)(第84条関係)

## 特定非営利活動法人に係る自動車税（環境性能割）課税免除申請書

年 月 日

長野県知事 殿

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

長野県県税条例第60条第1項の規定により、下記のとおり自動車税（環境性能割）の課税免除をしてください。

記

取得自動車	登録番号 (車両番号)	取得年月日	課 稅 免 除 を 受 け た い 税 額
		年 月 日	円
		年 月 日	円
	計		円
法人の設立 年 月 日	年 月 日		
使用目的			
譲渡者 (前所有者)	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
備 考			

様式第118号中「(第86条関係)」を「(第86条の25関係)」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税（種別割）に」に改め、同様式を様式第118号の16とする。

様式第117号中「(第85条関係)」を「(第86条の20関係)」に、「第62条第2項」を「第69条の11第2項」に改め、同様式を様式第118号の15とする。

様式第116号の次に次の様式を加える。

(様式第117号)(第85条関係)

## 自動車税(種別割)課税免除承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住(居)所(所在地)

氏 名(法人名)

㊞

長野県県税条例第61条ただし書の規定により、下記のとおり、課税免除をしてください。

記

所 有 者	住(居)所 (所在地)		
	氏 名 (法人名)		
車両番号		車名	
乗車定員又 は積載量		車両種別	
定置場 (使用の本拠の位置)			
使用区分			
課税免除を受ける理由 とする 受けよう			

(注) 定置場(使用の本拠の位置)が所有者の住所地と同じときは、改めて記載は要しません。

(様式第118号)(第86条関係)

(表 面)

(用紙寸法 縦 19.3センチメートル  
横 27.0センチメートル)

自動車税(環境性能割)修正申告書										
登録番号(車両番号)			車台番号		年月日					
					長野県知事 殿					
所有者	住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称)	㊞			車両本体の標準額 ①			円		
					付 加 物 の 價 額 ②			円		
					小 計 ①+② ③			円		
使用者	住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称)	㊞			特 例 措 置 に 係 る 控 除 額 ④			円		
					課 稅 標 準 額 ③-④			円		
					税 率 (%)	納 付 額 ⑤		円		
主たる定置場 (使用の本拠)				既に納付の確定した税額	課 税 標 準 額			円		
					税 率 (%)	税 額 ⑥		円		
					税	額 ⑤-⑥		円		
譲渡者 (前所有者)	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)				修正申告により納付すべき額	延滞金			円	
						計			円	
						用 途	車 名	型式・年式	類別区分番号	
乗用・貨客・けん引・一般バス・特種・マイクロ・トラック・被けん引・その他バス( )			型年式							
修正申告の理由										
					受付印					
					証紙代金取納印表示欄					

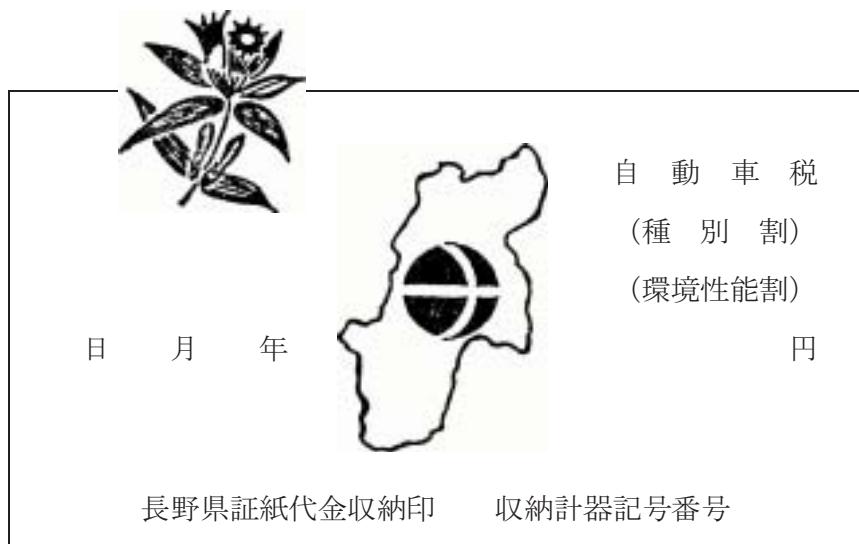
(備考)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができること。

## (裏面)

## 自動車税（環境性能割）修正申告書の記載等について

- 1 この申告書は、先に申告納付等した自動車税（環境性能割）の課税標準額又は税額について不足額がある場合に用いてください。
- 2 納税方法  
収納計器により、この申告書に自動車税（環境性能割）（当該自動車税（環境性能割）額に係る延滞金額を含む。）の額に相当する金額の取納印の表示を受けてください。
- 3 記載についてのお願い
  - (1) 文字は、明確に記載してください。
  - (2) 「取得原因」、「新車・中古車の別」、「区分」、「種別」及び「用途」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
  - (3) 「車両本体の標準額」欄には、通常取り付けられる附属物を含めた額を記載してください。
  - (4) 「付加物の価額」欄には、通常取り付けられる附属物のほかに、特別注文により取り付けた附属物（エアコン、ステレオ等）の価額を記載してください。

(様式第118号の2) (第86条の2関係)



(備考) 縦 2.5センチメートル  
横 6.5センチメートル

(様式第118号の3)(第86条の3関係)

## 証紙代金収納計器取扱者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所

(所在地)

氏 名



(法人名)

収納計器取扱者に指定してください。

収納計器を設置する場所	電話番号		
収 納 計 器 の 名 称 ・ 型 式		使用開始 年 月 日	
事 業 内 容			
始 動 票 札	希望額面金額 万円	希望買受け先	
備 考			

(様式第118号の4)(第86条の3関係)

## 証紙代金収納計器取扱者指定事項変更(廃止)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名)

下記のとおり、変更(廃止)しましたので届け出ます。

記

	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更	収 納 計 器 を 設 置 す る 場 所		
	収 納 計 器 の 名 称 ・ 型 式		
	始動票札の額面金額及び買受け先		
廃 止	理 由		
	年 月 日		
	理 由		

(様式第118号の5)(第86条の4関係)

年 月 日指定

長野県証紙代金収納計器取扱者

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名)

(備考) 縦 25センチメートル  
横 40センチメートル

(様式第118号の6)(第86条の4関係)

長野県証紙代金収納計器始動票札

交付番号

交付 年 月 日



万円

指定金融機関

収納計器記号番号

取扱者 ㊞

(備考) 縦 2.9センチメートル  
横 18.7センチメートル  
厚さ 0.08センチメートル

(様式第118号の7)(第86条の5関係)

## 証紙代金収納計器使用状況報告書

年 月 日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 印  
 (法人名)

収納計器の使用状況を下記のとおり報告します。

記

年 月分			
始動 票札	購入	交付番号 ~	枚
	使用済	交付番号 ~	枚
収 納 計 器 の 表 示 額			円
収納 計器 の額	今 月 末 (1)		円
	前 月 末 (2)		円
	差 引 {(1)-(2)} (3)		円
(3)のうち過誤表示額 (4)		円	件数 件
今月分表示額 {(3)-(4)}		円	

(様式第118号の8)(第86条の6関係)

## 始動票札返還(交換)請求書

年月日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 ㊞  
 (法人名)

始動票札を返還(交換)したいので、下記のとおり請求します。

記

## 1 返還(交換)の理由

## 2 返還(交換)する始動票札

金額	円
交付番号	号

## 3 返還による還付請求額(当該年度4月1日以降)

購入額の累計額 (1)	円
受取済取扱手数料 (2)	円
未使用額 (3)	円
使用済額の累計額に係る取扱手数料 (4)	円
還付請求額 (3)-(2)-(4)	円

(様式第118号の9)(第86条の8、第86条の19関係)



(備考) 直径3センチメートル

(様式第118号の10)(第86条の9関係)

## 自動車税（環境性能割）納税義務免除（還付）申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 印  
 (名 称)

第69条の3 第1項  
 長野県県税条例 第69条の4 第1項 の規定により、下記のとおり自動車税（環境性能割）  
 (第69条の3 第5項)  
 (第69条の4 第2項)  
 の納税義務を免除 してください。  
 (に係る徴収金を還付)

記

登録番号 (車両番号)	車名	型式	類別区分番号	車台番号	取得(設定) 年 月 日	被担保債権 消滅(返還) 年 月 日	既付	納額	未付	納額
					年 月 日	年 月 日	円		円	
譲渡担保財産設定者 (自動車販売業者)		住 所 (所在地)					還付申請額	円		
		氏 名 (名 称)								
備 考										

(様式第118号の11) (第86条の10関係)

## 自動車税（環境性能割）徴収猶予取消通知書

第 号  
年 月 日住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 様  
(名称) \_\_\_\_\_

長野県知事

印

年 月 日付け第 号で徴収の猶予をしましたが、下記の理由により、取り消しました。

徴収猶予がされていた徴収金額を直ちに納付してください。

記

税 目	自 動 車 稅 ( 環 境 性 能 割 )
徴 収 猶 予 を し た 徴 収 金 額	円

(取消理由)

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第118号の12) (第86条の11関係)

## 自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書

年 月 日

長野県知事 殿

申告者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名  
 (名 称)

印

長野県県税条例第69条の3第2項の規定により、譲渡担保財産である自動車の取得に対する自動車税（環境性能割）に係る徴収金を下記のとおり徴収猶予してください。

## 記

登録番号 (車両番号)	車名	型式	類別区分番号	車台番号	取得(設定) 年 月 日	被担保債権 消滅予定期 年 月 日	自動車税 (環境性能割)額
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
譲渡担保財産 設 定 者	住 所 (所在地)					徴収猶予 申告額	円
備 考							

(様式第118号の13)(第86条の16関係)

## 自動車税(環境性能割)更正(決定)通知書

第 号  
年 月 日住 所  
(所在地)  
氏 名 様  
(名 称)

長野県知事 印

第168条  
 地方税法(第171条)の規定により、下記のとおり自動車税(環境性能割)を更正しました。  
 (第172条)

この不足税額及び加算金は、 年 月 日までに県の指定金融機関等又は県内の郵便局等へ納付してください。

記

登録番号 車両番号	車 名	型 式	類別区分 番 号	車 台 番 号	取 得 年 月 日	取 得 原 因	新車、中古車 の 別
		型 年式					新車 中古車
この通知書により納付しなければ ならない不足金額			本 税(税)		加算金額(加)		計(税)+(加)
			円		円		円
税 額	区 分	課税標準額		税 率	税 额		備 考
	申告 既 更正 決定(ア)	円			円		
	更正・決定(イ)						
	差引過不足額 (ア)±(イ)				(税)		
加 算 金	区 分	基礎税 額	税率	加算金 (エ)	既に納付の確定し てある加算金(オ)	差引過不足加算 金額(エ)±(オ)	
	過少申告加算 金	円		円	円	円	
	不申告加算金						
	重 加 算 金						
	計					(加)	

- (注) 1 上記の金額については、同封の納付書によつて納付してください。
- 2 不足税額については、納期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）には、年14.6パーセント（この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第118号の14) (第86条の17関係)

## 自動車税（環境性能割）不申告加算金決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
(所在地)  
氏 名 様  
(名 称)

長野県知事 印

地方税法第171条第2項の規定により、下記のとおり自動車税（環境性能割）に係る不申告加算金を決定しました。この加算金は、指定納期限までに県の指定金融機関等又は県内の郵便局等へ納付してください。

## 記

この通知書により納付すべき不申告加算金の合計額								円	
登録番号 車両番号	車名	型式	類別区分番号	車台番号	申告期限	申告月日	基礎税額	率	不申告加算金額
							千円		円
計									
指 定 納 期 限		年 月 日							

(注) 上記の金額については、同封の納付書によつて納付してください。

- あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

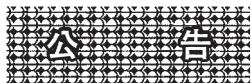
## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。  
(収納計器取扱者の指定の申請等に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の長野県県税に関する規則（次項から附則第5項までにおいて「旧規則」という。）第72条第2項の規定による収納計器取扱者の指定の申請は、この規則による改正後の長野県県税に関する規則（次項から附則第5項までにおいて「新規則」という。）第86条の3第2項の規定による収納計器取扱者の指定の申請とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にされている旧規則第72条第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出は、新規則第86条の3第3項の規定による収納計器取扱者に係る指定事項の変更又は収納計器の取扱いの廃止の届出とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第73条第2項の規定により買い受けた始動票札は、新規則第86条の4第2項の規定により買い受けた始動票札とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にされている旧規則第75条第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求は、新規則第86条の6第2項の規定による始動票札の返還又は交換の請求とみなす。

税務課



## 公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課、長野県佐久地域振興局及び佐久市役所において一般の閲覧に供します。

平成29年12月21日

長野県知事 阿部 守一

土地利用基本計画図地域区分面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	463,393	34.2	463,370	34.2

地域振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月21日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達產品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,334 kW及び予定使用電力量3,630,000 kWh  
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

#### (2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

#### (3) 調達期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 調達場所

入札説明書によります。

#### (5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づ

き、入札者が設定した予定契約電力に対する単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していないければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。